

外国人土地法の即時施行を求める意見書

我が国の安全保障、国土保全及び国民生活の安全を確保するため、外国人土地法（大正14年法律第42号）を速やかに施行することを求めます。

理由

- 1 外国人土地法は現行の有効法であり、施行令制定により、直ちに運用可能である。
- 2 中国を含む一部諸外国では、日本国民が土地を所有できない制度となっており、相互主義に基づく制限が必要である。
- 3 水源地、防衛施設周辺、離島等で外国資本による土地取得が増加しており、安全保障上のリスクが高まっている。
- 4 「重要土地等調査法」は規制対象が限定的であり、全面的な抑止力が不足している。

よって、政府におかれましては、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 外国人土地法施行令を直ちに制定し、公布・即日施行すること。
- 2 中国を含む相互主義対象国に対し、土地取得の制限又は禁止措置を適用すること。
- 3 水源地、防衛施設周辺、国境離島を特に重点地域として指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月16日

尾道市議会

関係行政庁あて